

地域密着型通所介護 重要事項説明書

1 法人の概要

事業者名称	社会福祉法人きしろ社会事業会
代表者氏名	理事長 田尻 充
本社所在地 (連絡先及び電話番号等)	鎌倉市坂ノ下31-5 Tel 番号 0467-22-5539 Fax 番号 0467-25-3922
法人設立年月日	昭和43年3月7日
事業所 サービス内容	軽費老人ホーム「きしろホーム」 特別養護老人ホーム「鎌倉プライエムきしろ」「稲村ガ崎きしろ」 二階堂デイサービスセンター、みちテラス 地域包括支援センター「きしろ」「鎌倉きしろ」

2 利用者に対してのサービス提供を実施する事業所について

(1) 事業所の所在地等

事業所名称	うみテラス
介護保険指定 事業所番号	1492100563
事業所所在地	〒248-0021 鎌倉市坂ノ下28-20
連絡先	Tel 番号 0467-50-0287 Fax 番号 0467-50-0288
事業所の通常の 事業の実施地域	鎌倉市
利用定員	8名（共生型生活介護併せて）

(2) 事業の目的及び運営の方針

事業の目的	人員及び管理運営に関する事項を定め、利用者の意思を尊重し常に利用者の立場にたって要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定地域密着型通所介護を提供することを目的とする。
運営の方針	利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の援助及び介護予防通所介護を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持を図るものとする。

(3) 事業所窓口の営業日及び営業時間

営 業 日	月曜日から土曜日（祝祭日含む）※12月29日から翌年の1月3日までを除く
営 業 時 間	9時00分～17時30分

(4) サービス提供時間

提 供 日	月曜日から土曜日（祝祭日含む）※12月29日から翌年の1月3日までを除く
提 供 時 間	9時30分～16時30分

(5) 事業所の職員体制

(1)	管理者 1名（常勤兼務）
(2)	生活相談員 1名以上（常勤兼務）
(3)	介護職員 1名以上（常勤兼務及び非常勤専従）
(4)	機能訓練 1名（非常勤専従）

3 提供するサービスの内容及び費用について

(1) 提供するサービスの内容について

- ① 通所介護計画書等の作成
- ② 日常生活上の支援（相談・援助）
- ③ 食事の提供
- ④ 日常生活動作に関する訓練
- ⑤ レクリエーション
- ⑥ 健康チェック
- ⑦ 送迎

(2) 提供するサービスの利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）について

- ・ 介護報酬に係わる費用 （利用者負担 1割から 3割） 別添
- ・ 運営基準に定めた「その他の費用」 （利用者負担 10割） 別添

前項の料金・費用は、1か月ごとに計算し請求します。料金のお支払いについては現金精算又は自動引き落としとなります。手続き完了までの間は、下記に口座へ入金をお願いいたします。

<指定口座への振込>

スルガ銀行 鎌倉支店 普通預金 3800803

社会福祉法人きしろ社会事業会 理事長 田尻 充

(3) 禁止行為

- ① 医療行為
- ② 利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
- ③ 利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受
- ④ 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く）
- ⑤ 利用者又は家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為
- ⑥ ハラスメントの方針を整備し、事業所におけるハラスメント対策を推進する。
なお、利用者等が職員におこなう暴言・暴力・迷惑行為等のハラスメント行為をおこなった場合には、サービスの中止や契約解除等の必要な措置を講じるものとする。

4 サービスの提供にあたって

- (1) サービスの提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容（被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間）を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業者にお知らせください。
- (2) 利用者が要介護認定を受けていない場合は、利用者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行います。
- (3) 利用者に係る居宅介護支援事業者が作成する「居宅サービス計画（ケアプラン）」に基づき、利用者及び家族の意向を踏まえて、「地域密着型通所介護計画」を作成します。なお、作成した「地域密着型通所介護計画」は、利用者又は家族にその内容を説明いたしますので、ご確認いただくようお願いします
- (4) サービス提供は「地域密着型通所介護計画」に基づいて行います。なお、「地域密着型通所介護計画」は、利用者等の心身の状況や意向などの変化により、必要に応じて変更することができます
- (5) 地域密着型通所介護従業者に対するサービス提供に関する具体的な指示や命令は、すべて当事業者が行いますが、実際の提供にあたっては、利用者の心身の状況や意向に十分な配慮を行います。

5 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する担当者を選定しています。
- (2) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について従業者に周知徹底を図っています。
- (3) 虐待防止のための指針の整備をしています。
- (4) 従業者に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。

- (5) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

6 身体拘束について

事業者は、原則として利用者に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、利用者に対して説明し同意を得た上で、次に掲げることに留意して、必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体拘束を行った日時、理由及び態様等についての記録を行います。また事業者として、身体拘束をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

7 秘密の保持と個人情報の保護について

① 利用者及びその家族に関する秘密の保持について	① 事業者は、利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取扱いに努めるものとします。 ② 事業者及び事業者の使用する者（以下「従業者」という。）は、サービス提供をする上で知り得た利用者又はその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。 ③ また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。
② 個人情報の保護について	① 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いませぬ。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いませぬ。 ② 事業者は、利用者又はその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。 ③ 事業者が管理する情報については、利用者の求め

	に応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとし、（開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。）
--	--

8 緊急時の対応方法について

サービス提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。

【主治医】	医療機関名 氏 名 電 話 番 号
【家族等緊急連絡先】	氏 名 続柄 住 所 電 話 番 号 携 帯 電 話 勤 務 先

9 事故発生時の対応方法について

利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供又は送迎により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

【市町村（保険者）の窓口】 鎌倉市 介護保険課	所在地 鎌倉市御成町１８番１０号 電話番号 ０４６７－２３－３０００ 受付時間 ８時３０分から１７時まで （月曜日から金曜日 祝祭日を除く）
----------------------------	---

なお、事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

損害賠償 責任保険	保険会社名	(株)あいおいニッセイ同和損害保険
	補償の概要	対人・対物事故における損害賠償及び費用負担

10 心身の状況の把握

指定地域密着型通所介護の提供にあたっては、居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとします。

11 居宅介護支援事業者等との連携

- (1) 指定地域密着型通所介護の提供にあたり、居宅介護支援事業者及び保健医療サービスまたは福祉サービスの提供者と密接な連携に努めます。
- (2) サービス提供の開始に際し、この重要事項説明に基づき作成する「地域密着型通所介護計画」の写しを、利用者の同意を得た上で居宅介護支援事業者に速やかに送付します。

12 サービス提供の記録

- (1) 指定地域密着型通所介護の実施ごとに、サービス提供の記録を行うこととし、その記録はサービスを提供が完結した日から5年間保存します。
- (2) 利用者は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。

13 非常災害対策

- (1) 事業所に災害対策に関する担当者を置き、非常災害対策に関する取り組みを行います。
- (2) 非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知し、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います。
- (3) (2)の訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めます。

14 衛生管理等

- (1) 指定地域密着型通所介護の用に供する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じます。
- (2) 食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携に努めます。
- (3) 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。
 - ①事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底しています。
 - ②事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
 - ③従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的を実施します。

15 業務継続計画の策定等について

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

16 地域との連携について

- (1) 運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等地域との交流に努めます。
- (2) 指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、本事業所が所在する圏域の地域包括支援センターの職員、地域密着型通所介護について知見を有する者等により構成される協議会（以下、この項において「運営推進会議」と言います。）を設置し、おおむね6月に1回以上運営推進会議を開催します。
- (3) 運営推進会議に活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けます。また、報告・評価・要望・助言等についての記録を作成し、公表します。

17 サービス提供に関する相談、苦情について

(1) 苦情処理の体制及び手順

- ① 提供した指定地域密着型通所介護に係る利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。（下表に記す【事業者の窓口】のとおり）
- ② 相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するための体制及び手順は以下のとおりとします。

(2) 苦情申立の窓口

【事業者の窓口】 (うみテラス)	所 在 地	鎌倉市坂ノ下 28-20
	電話番号	0467-50-0287
	ファックス番号	0467-50-0288
	受付時間	9 時 00 分～17 時 30 分
	責任者	管理者 小野垣 理
	受付担当者	相談員 菊原 みづほ

【市町村（保険者）の窓口】 鎌倉市 介護保険課	所在地 鎌倉市御成町 18 番 10 号 電話番号 0467-23-3000 受付時間 8 時 30 分から 17 時まで (月曜日から金曜日 祝祭日を除く)
神奈川県国民健康保険 団体連合会（国保連）	所在地 横浜市西区楠木町 27 番地 1 号 電話番号 045-329-3447（直通） 受付時間 8 時 30 分から 17 時分まで (月曜日から金曜日 祝祭日を除く)
第三者委員	川瀬 和一 0466-33-0889 平本 邦夫 0467-24-0844 井上 政江 046-881-6700

18 重要事項説明の年月日

この重要事項説明書の説明年月日	年 月 日
-----------------	-------

上記内容について、「地域密着型サービスに係る各市町村条例」の規定に基づき、利用に説明を行いました。

事業者 社会福祉法人きしろ社会事業会
所在地 鎌倉市坂ノ下 28-20
名称 うみテラス
説明者

上記内容の説明を事業者から確かに受け、内容について同意し、重要事項説明書の交付を受けました。

同意日

令和 年 月 日

利用者

住 所

氏 名

身元保証人

住 所

氏 名